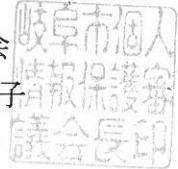


答 申 第 2 2 1 号
平成29年10月30日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀子



個人情報ファイルの保有及び廃止について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、平成29年10月23日付け岐阜市消予第170号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 個人情報ファイルの保有及び廃止について

(1) 事案の概要

岐阜市消防本部（以下「消防本部」という。）では、火災の予防を推進し、住宅火災による死者を減少させるため、住宅火災による死者に占める割合が高い状態が続いている高齢者に対し、全国火災予防運動（秋季及び春季に実施）の一環として防火訪問を実施している。

防火訪問は、65歳以上の単身の高齢者世帯及び75歳以上のみで構成される高齢者世帯（以下「対象世帯」という。）を対象に、秋季と春季で実施する地区を分け、消防本部中消防署、南消防署、北消防署及び瑞穂消防署（以下「各消防署」という。）の職員が、民生委員の同行のもと、対象世帯に年1回訪問を実施している。

防火訪問では、火気取扱状況及び住宅用火災警報器の設置状況を確認し、火災予防の啓発を行うとともに、対象世帯から緊急連絡先等を任意で聴取し、その情報を消防OAシステムに入力し、災害活動時の支援情報として活用している。

この度、消防広域化の開始への対応及びセキュリティ強化の観点から防火訪問の実施方法の見直しを図ることとし、消防本部予防課（以下「予防課」という。）及び各消防署が防火訪問に関する業務のため保有する個人情報ファイルを廃止し、新たに予防課及び消防本部指令課（以下「指令課」という。）が、個人情報ファイルを保有するものである。

(2) 廃止する個人情報ファイルの名称及び保有課

- ア 高齢者等防火指導用一覧表、名簿（予防課）
- イ 高齢者等防火指導台帳（各消防署）

- (3) 保有する個人情報ファイルの名称及び保有課
- ア 高齢者世帯防火訪問チェックシート（予防課）
 - イ 消防OAシステム要援護者情報（指令課）

2 意見

適当なものと認める。